

みうら・宮川フィッシャリーナ

令和8年8月実施の年間利用者募集要項

★募集艇数 動力付ヨット5隻、動力付ボート7隻（計12隻）

★募集艇の条件 艇の長さ：8.5m以下、艇の幅：2.8m以下（動力付ヨット・動力付ボート）

注1 船舶検査証書の用途欄に「プレジャーヨット」又は「プレジャーモーターボート」と記載されていること。

注2 艇の長さ及び幅は、船舶検査証書、船舶検査手帳等に記載の登録長ではなく、船外機（プロペラを揚げた状態）等の付属品を含む実測した艇の長さ及び幅のこと。

★申込者の条件 申込者は、次の①②③④のすべてに該当する個人。

① 応募時に日本小型船舶検査機構に登録済の艇の所有者（共同所有の場合は、代表者1人）である。ただし、申込時に艇を所有していなくても、別途定める停係泊許可申請の期限内に艇の購入が完了し、申請資格を有することが可能であると判断された場合は申請を認める。

注 未所有者が応募できる募集艇数を「新規艇応募枠」、所有者が応募できる募集艇数を「一般艇募集枠」とし、一般艇の応募艇数が上記募集艇数に満たず、空きがあった場合に限り、上記募集艇数の最大三分の一（小数点切り捨て）を上限とし、募集を行うものとします。一般艇の応募艇数が上記募集艇数に達した場合は、新規艇応募枠は設定されませんのでご承知おきください。

なお、「新規艇応募枠」が応募超過した場合は、下記3 募集の取り扱い（2）に沿って抽選を行う。

② 許可日から2か月以内にみうら・宮川フィッシャリーナに艇を搬入できる方。

③ 神奈川県在住（共同所有の場合は、全共有者）である。

④ 小型船舶操縦士免許（特殊小型船舶操縦士免許を除く）の保有者である。

ただし、次の方は申込みができませんので、ご注意ください。

- ・ 現在又は過去、みうら・宮川フィッシャリーナに停係泊許可を受けている又は受けていた方。
- ・ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号に定める暴力団及び同4号に定める暴力団員等の者。

★募集期間 令和8年8月3日(月)～ 令和8年8月24日(月)

★注意事項

・ 船体測定実施後、そのまま艇を置くことはできません。艇の搬入は「許可日以降」となります。

・ 船体測定は平日（時間は正午から午後1時までの時間を除いて、午前10時から午後3時まで）に行う予定です。

・ 火曜日及び水曜日はみうら・宮川フィッシャリーナで測定を行うことはできませんが、三浦市内の民間マリーナ等に艇を置いている場合は測定を行うことができます。

目次

- 1 募集の実施について
- 2 募集の申込み及び注意事項
- 3 募集の取り扱い
- 4 停係泊許可申請手続について
- 5 施設の主な利用条件
- 6 年間の利用料
- 7 利用施設の概要

様式1 みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用申込書、共同所有者名簿

様式2 誓約書

停係泊許可申請に必要な書類一覧

1 募集の実施について

- ・ 募集については、動力付ヨット、動力付ボートの別に空きバースの有無及び艇数を確定するための基準日（以下「基準日」という。）を定め、基準日に空きバースがある場合はその船種、艇数について募集を行い、空きバースがない場合は募集を行いません。
- ・ 募集の流れは、次のとおりです。

- (1) 基準日 7月31日（金）
- (2) 募集の公表 8月3日（月）
- (3) 募集期間 8月3日（月）から8月24日（月）まで
- (4) -1 抽選不実施の場合（申込数が募集艇以下）
 - ・ 募集結果の通知及び停係泊許可申請に必要な書類の郵送 8月31日（月）
- (4) -2 抽選実施の場合（申込数が募集艇を超える）
 - ・ 抽選番号の通知及びホームページへ掲載 8月31日（月）
 - ・ 抽選日 9月9日（水）
 - ・ 抽選結果の通知及び停係泊許可申請に必要な書類の郵送 9月10日（木）
- (5) -1 停係泊許可申請書の提出期限（抽選不実施の場合） 9月29日（火）
- (5) -2 停係泊許可申請書の提出期限（抽選実施の場合） 10月9日（金）

2 募集の申込み及び注意事項

- (1) 募集の申込みは、申込書類に必要事項を記入の上、募集期間内に郵送（必着）又は持参（平日、時間は正午から午後1時までの間を除いて、午前8時30分から午後5時まで）してください。※郵送の場合、郵便事情を考慮して、早目の送付をお願いします。

【募集期間】令和8年8月3日（月）～ 令和8年8月24日（月）

【送付先】〒238-0232

三浦市晴海町1-7

神奈川県東部漁港事務所 漁港課

「みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用申込」係

【申込書類】

- ・ みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用申込書（様式1）※
- ・ 誓約書（様式2）（共同所有の艇の場合、共有者全員分の提出が必要です。）

※ 申込者は、小型船舶登録原簿の一部事項証明書若しくは全部事項証明書又は小型船舶登録事項通知書（以下「一部事項証明書等」という。）に記載された個人です。

艇を共同所有している場合、共有者のうち1名を代表者として申込者とし、共同所有者名簿を添付してください。（単独所有艇の申込みの場合には同名簿の添付は不要です。）

(2) 注意事項

- ・ 申込みは、申込者1名につき1艇のみです。また、同一の艇について、2名以上からの申込みはできません。
- ・ (艇を共同所有する場合) 共同所有者名簿に記載の者は、別の艇での申込者又は共同所有者として申込みはできません。
- ・ 申込書類の受付後は、艇の種類(ヨット/モーターボート)及び共同所有者の変更はできません。また、申込書類の返却もできません。
- ・ 次の①②③④⑤のいずれかに該当する場合、申込みは無効となります。
 - ① 申込者が申込みできない方に該当する場合
 - ② 1名の申込者が2艇以上の申込みをした場合
 - ③ 同一の艇について、2名以上から申込みがあった場合
 - ④ ある申込艇の共同所有者が、別の艇の申込者又は共同所有者として申込みをした場合
 - ⑤ 申込書類に不備(軽易なものを除く)若しくは虚偽の記載があること又は申込者の条件に該当しないことが判明した場合
- ・ 次の①②のいずれかに該当する場合、当選は無効となります。
 - ① 艇の「全長」が8.5mを超える若しくは「全幅」が2.8mを超える場合又は申込みができない方に該当する場合
 - ② 停係泊許可申請書が期限までに提出されない場合

3 募集の取り扱い

(1) 抽選不実施の場合

募集の申込みが募集艇数以下となった場合、抽選は実施しません。

申込者全員に募集結果及び停係泊許可申請に必要な書類を郵送します。

(募集結果等郵送 8月31日(月))

また、募集結果を募集のホームページに公開します。

※ 募集結果は、郵送にてお知らせします。9月7日(月)頃までに郵便が未着の場合は、お手数ですが、東部漁港事務所漁港課(電話 046-882-1232)に必ずご連絡をお願いします。

(2) 抽選実施の場合

募集の申込みが募集艇数を超えた場合、次のとおり抽選を行います。

申込者全員に抽選実施、抽選番号、抽選日時、抽選会場及びアクセス方法を郵送及び電話にてお知らせします。

(抽選番号等郵送 8月31日(月))

なお、申込後でも、申込者の条件を満たさないことが判明した場合は、抽選参加できませんので、予めご了承ください。

【抽選日時】9月9日(水)午後1時30分

【抽選結果】抽選結果を申込者全員に郵送します。

(抽選結果等郵送 9月10日(木))

また、抽選結果(当選の抽選番号)を募集のホームページに公開します。

※ 抽選結果については、郵送にてお知らせします。9月17日(木)頃までに郵便が未着の場合は、お手数ですが、東部漁港事務所漁港課(電話 046-882-1232)に必ずご連絡をお願いします。

4 停係泊許可申請手続について

- (1) 申請書等の郵送
抽選等で選定された申込者には、募集結果又は抽選結果とともに停係泊許可申請に必要な書類（以下「申請書等」という。）を郵送します。
- (2) 停係泊許可申請※1
次の期日までに停係泊許可申請書等を郵送（必着）又は持参（平日、時間は正午から午後1時までの間を除いて、午前8時30分から午後5時まで）ください。
（申請書等の提出期限（抽選不実施の場合）：9月29日（火））
（申請書等の提出期限（抽選実施の場合）：10月9日（金））
※郵送の場合、郵便事情を考慮して、早めの送付をお願いします。
- (3) 審査
① 申請書等の書類審査
② 船体測定※2
当所が、みうら・宮川フィッシャリーナの主桟橋へ搬入された船の船体測定を行います。（「艇の船体測定実施依頼書」にて希望日時を調整）
船体測定後は、契約マリーナ等にお戻りください。
- (4) 許可書※3
（3）①及び②の審査を全て完了し募集条件を満たすことを確認した後、許可書等を郵送します。
- (5) 艇の搬入
① 艇の搬入は、許可日以降となります。
② 許可日から2か月以内に艇を搬入してください。

※1

- 船舶検査証書の有効期限が切れている場合、日本小型船舶検査機構の検査を許可申請までに受検してください。
- プレジャーボート用の賠償責任保険に加入していない場合、許可申請までに加入してください。

※2

- 船体測定は、船外機（プロペラを揚げた状態）等の付属品を含んだ艇の「全長」、「全幅」を実測します。
- 船体測定については、指定した日に天候等の理由により搬入できない場合は、代替日について相談の上で決定します。なお、指定されたバースへの搬入は、海上からお願いします。陸上からはできません。

※3

- 許可期間は、停係泊許可の日から令和9年3月31日までの単年度です。令和9年度以降、継続利用する場合、年度ごとに停係泊許可申請が必要となります。
- 許可に係る権利の譲渡はできません。また、転貸や担保に供することもできません。
- 許可後の艇の変更は、原則、認められません。
- 許可後の艇の所有権の移転（相続や共有者間での持分の変更を除く）は、認められません。

5 施設の主な利用条件

- (1) 利用者※1
施設を利用できる方は、許可艇所有者（共有者を含む）及びその方の同伴者です。
- (2) 泊地及び管理棟利用※2
泊地は通年、利用可能です。
管理棟の利用は、午前9時から午後5時までの間です。ただし、7月1日から8月31日までの間は、午前9時から午後6時までの間となります。

※1

- 艇は、利用者の責任で管理していただきます。
- 艇の管理状況の不具合により、施設に損傷を与えた場合は、当該施設を自己の負担で原状に復旧しなければなりません。

- ・ 施設の管理上必要がある場合、許可した係留場所の変更や臨時的に艇を移動していただくことがあります。
- ・ 営利目的の施設利用や施設における営業行為はできません。
- ・ 漁港の管理に支障を及ぼさないよう常に自己の責任において艇を適正に管理しなければなりません。また、台風等の荒天が予測される場合、速やかに停係泊の状態を点検し、他に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じなければなりません。
- ・ 利用者間において生じた問題は、当事者間で解決しなければなりません。

※2

- ・ 自然災害による被災については、県は補償しません。
- ・ 施設の利用について別途定める施設の利用に関する諸規程を順守していただきます。

6 年間の利用料

年間の利用料（消費税を含む金額）は、次のとおりです。

艇の長さ	6.5メートル以下のもの	6.5メートルを超え 8.5メートル以下のもの
年間の停係泊料 (4月から翌年3月まで)	275,000円 (うち、消費税 25,000円)	330,000円 (うち、消費税 30,000円)

- ※1 艇の長さは、船外機（プロペラを揚げた状態）等の付属品を含んだ実測値です。
- ※2 利用期間（4月から翌年3月まで）が1年に満たない場合は、月割りの利用料金となります。（艇の搬入の有無に係わらず、許可の日から利用料を算定）
- ※3 利用料は、別に指定する日までに指定金融機関に納入していただきます。
- ※4 年間利用料は停係泊料のため、駐車場利用の場合、別途料金が必要です。

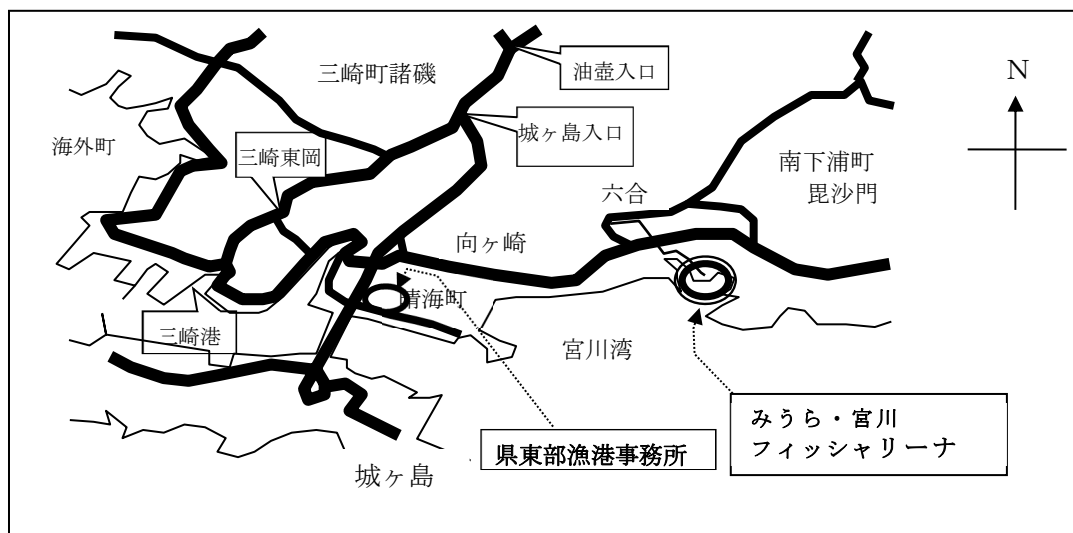
7 利用施設の概要（みうら・宮川フィッシャリーナ）



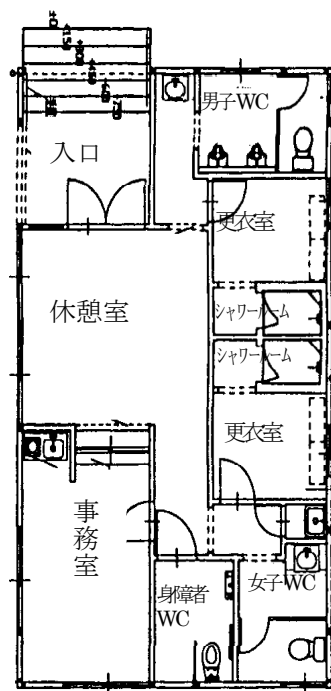
- (1) 所在地 三浦市三崎町六合地先 三浦市風車公園下（宮川湾）
- (2) 係留施設 専用浮棧橋（ポンツーン） 水深約－3m
- (3) 収容総数 96隻（一般募集用91隻、一時係留用（ゲストバース）5隻）
- (4) その他の施設
 - ・ 管理棟（シャワールーム・トイレ・更衣室・休憩室）
 - ・ 有料駐車場（第1、第2駐車場）
- (5) 指定管理者 みうら漁業協同組合

<位置図等>

(アクセス) バス：京急三浦海岸駅から剣崎・三崎東岡行き 「宮川町」下車徒歩約10分
車：県道215号を三崎方面に向かい宮川橋を渡ってすぐを右折し、宮川漁港内



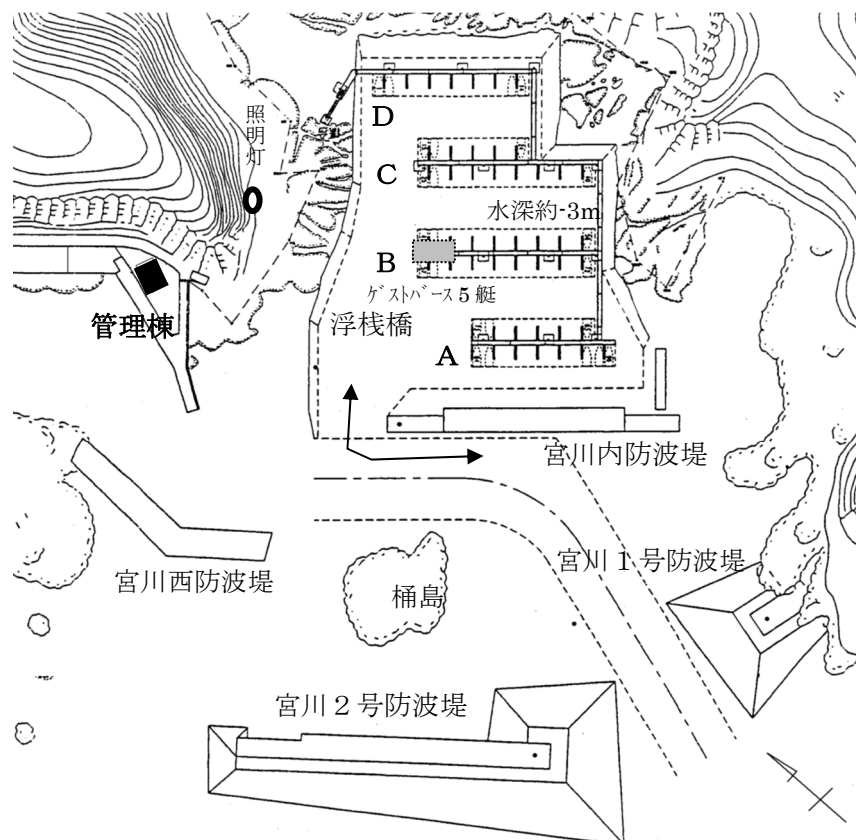
<管理棟>



<係留施設>

(浮棧橋の寸法)

- ・主棧橋幅 1.5m
- ・補助棧橋幅 0.6m
- ・補助棧橋長 5.5m



施設の運営

- 神奈川県内の放置艇対策として整備された宮川フィッシャリーナは、艇の置き場を基本とした施設のため、一般的なマリーナ等のような設備、サービスは整っていません。また、出入港、航行中の事故等への対処は、利用者の責任で行ってください。
- 施設内の係留棧橋には、給電、給水、給油、艇の修理施設はありませんが、宮川漁港内の別の岸壁で給水（有料）、給油は可能です。
- 浮棧橋の出入口には、ゲートを設置して施錠しています。なお、浮棧橋の周辺には、外部からの進入を規制するフェンス等はありません。
- 出入港は、基本的に管理棟の営業時間内となっています。フィッシャリーナ付近海面には、共同漁業権のもと漁具も設置されており、夜間の航行は危険です。管理棟の営業時間内に併せて、日没前の帰港をお願いします。なお、時間外に利用しようとする場合は、事前に管理棟に申し出てください。
- 管理棟の利用時間内は、指定管理者が棧橋及び施設等の巡視を行いますが、艇の防犯、荒天時の艇の安全等、艇の管理は利用者の責任で行ってください。
- 入口ゲート内の管理棟側は、みうら漁協がオーナー専用の有料駐車場として使用している区域であり、契約車両以外は、原則として進入、駐車はできません。

みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用申込書

神奈川県東部漁港事務所長 殿

私は、みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用者募集要項の内容を理解し納得のうえ、申し込めます。次の①②③のいずれかの場合、本申込みを無効とされても異議ありません。

- ① 申込者の条件に該当しない又は申込みができない方に該当する場合
- ② 申込書に虚偽の記載がある場合
- ③ 当所の指定期限までに停係泊許可申請を行わない場合

令和 年 月 日

申 込 者	(共同所有の場合は共同所有代表者)		小型船舶操縦免許証
	ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生	級 号
住 所 〒		—	自宅電話 — — 携帯電話 — —
ふ り が な 船 名			船舶番号 第 — 号
船舶の種類	1 ヨット 2 モーターボート	艇全長	. m (船外機等の付属品を含む長さ)
艇 型	(メーカー)	艇全幅	. m (付属品を含む長さ)
	(型式)	トン数	・ トン (□ 5トン未満)
現 在 の 係 留 場 所 (具体的に)	1 三浦市内 2 その他 (河川の場合は河川名を明記)		

※艇を共同所有する場合、共同所有者名簿に必要事項を記入の上、添付してください。
※申込時に艇を所持していない場合は、船名、船舶番号等は空欄で提出してください。

共同所有者名簿（共同所有代表者を除く）

ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生			持分
住 所	〒	—	自宅電話 — — 携帯電話 — —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号			
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生			持分
住 所	〒	—	自宅電話 — — 携帯電話 —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号			
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生			持分
住 所	〒	—	自宅電話 — — 携帯電話 —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号			
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生			持分
住 所	〒	—	自宅電話 — — 携帯電話 —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号			
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日生			持分
住 所	〒	—	自宅電話 — — 携帯電話 —	／
小型船舶操縦免許証	級 番号			

※ 名簿の用紙が不足する場合はお手数ですが、コピーをしてご対応ください。

誓 約 書

令和 年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長 殿

申込者（共有者含む）

郵便番号

住所

氏名

電話番号

みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用者募集の申込みに際して、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団及び同条第 4 号に定める暴力団員等でないことを誓約します。

（参考）

○神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月 28 日条例第 75 号）抄

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）（略）

（2） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

（3）（略）

（4） 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日号外法律第 77 号）抄

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（略）

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三～五（略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

※ 艇の共同所有の場合、全共有者について誓約書の提出が必要です

○停係泊許可申請に必要な書類一覧（当選後、案内する期間中にご提出ください）

- (1) 停係泊許可申請書
- (2) 誓約書
- (3) 共同所有者名簿（艇を共同所有する場合のみ）
- (4) 住民票記載事項証明書（住民票でも可）
 - ・申込者及び共同所有者の全員分を添付
 - ・氏名、生年月日及び住所が記載されていること（その他の記載は不要）
 - ・申請日前3か月以内に交付されたもの
- (5) 申請者の顔写真（縦4センチメートル×横3センチメートル、共同所有の場合は共同所有代表者のみ、裏面に申請者氏名を記載）
- (6) 船体管理計画書
- (7) 艇の写真（縦9センチメートル×横13センチメートルのカラー写真、前面全景、横全景及び後面全景の各写真2枚、船名が確認できるもの、裏面に申請者氏名を記載）
- (8) 損害賠償保険証書又は加入申込書（写し）
 - ・全ての項目が記載されていること
（変更等のため一部項目のみが記載されている場合は、変更等前の証書も併せて提出する等、全ての項目内容がわかるようにすること）
 - ・加入申込書の場合は、後日、損害賠償保険証書の写しを提出のこと。
 - ・保険金額は、自動車損害賠償責任保険の保険金額以上が望ましい。
- (9) 最新の小型船舶登録事項通知書又は小型船舶登録原簿の一部事項証明書若しくは全部事項証明書（写し）
 - ・船舶番号記録部及び表示部については請求時点における最新の事項が、事項部については所有権に関する事項の全てが記載されていること
- (10) 船舶検査証書及び船舶検査手帳（写し）
 - ・全ての項目が記載されていること
（変更等のため一部項目のみが記載されている場合は、変更等前の証書も併せて提出する等、全ての項目内容がわかるようにすること）
- (11) 小型船舶操縦免許証（写し）
 - ・個人
 - ・共同所有の場合、1名以上の保有者分を添付
- (12) 艇のカatalog等（艇の寸法等の仕様がわかるもの）
- (13) 艇の船体測定実施依頼書

【問合せ先】

神奈川県東部漁港事務所 漁港課

電話 046—882—1232

平日 午前8時30分から12時まで及び午後1時から午後5時15分まで